

令和四年第三回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和四年二月八日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和四年第三回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和四年第二回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきました。澁澤委員と中村委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案五件と事務局からの報告が七件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第三号 令和三年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

○渡部教育長 議案第三号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○知久教育総務部長 議案第三号、令和三年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条の規定に基づき実施いたしました。令和三年度の世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果として、第二次世田谷区教育ビジョン・第二期行動計画の令和三年度の取組みの状況と今後の方向性について御審議いただくものでございます。

本件に関しては、まず昨年六月に開催された教育委員会定例会において、点検・評価の実施方針及び学識経験者の委嘱の御議決をいただきました。その後、十月以降の教育委員会定例会において、委員の皆様にご議論、御指摘をいただきましたが、本日は今年度の点検及び評価報告書として、お手元の「第二次世田谷区教育ビジョン・第二期行動計画 令和三年度の取組みの状況と今後の方向性」として反映すべきものなど、必要な箇所を訂正を行い取りまとめしたので、御提案させていただくものでございます。

本件について御議決をいただいた後は、二月二十五日に開催される文教常任委員会に報告した後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めに従いまして、三月三日に本報告書を世田谷区議会に提出するとともに、ホームページ等で区民に公表したいと考えております。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 これまでの意見を反映いただきまして、ありがとうございます。記述については異論ございません。

一点だけ、二〇ページの一番下のところで、発展的学習について盛り込んでいただいております。記述はこのままでよろしいかと思えますけれども、この趣旨は、前も申し上げましたように、小学校高学年のお子さんについて何が必要かを考えるという趣旨ですので、そうした観点で新たな対応を考えていただければと思います。

○渡部教育長 御意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

○粟井教育監 今、亀田委員から御指摘いただきました部分につきまして、発展的学習につきましては、小学校高学年も含めた全体の中でその教育研究、それからいい事例などを集約することなどにより、横展開を図っていくというこ

とで進めてまいりたいと思っております。

○渡部教育長　ほかにはございませんでしょうか。

それでは、議案第三号、令和三年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第二　議案第四号　区議会提出議案に関する意見聴取（令和三年度一般

会計補正予算案（第八次）（教育委員会事務局所管

分）及び令和三年度学校給食費会計補正予算案（第

二次）

○渡部教育長　議案第四号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○知久教育総務部長　議案第四号について御説明申し上げます。

本案は、令和四年第一回世田谷区議会定例会に提出予定である令和三年度一般会計補正予算案（第八次）（教育委員会事務局所管分）及び令和三年度学校給食費会計補正予算案（第二次）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案するものがございます。

補正予算案の内容は、別添、世田谷区補正予算をおつけしておりますが、その内容を概要として整理いたしました令和三年度補正予算案（当委員会所管分）についてという参考資料を添付しておりますので、そちらを御覧いただきながら御説明したいと思います。

まず、1、補正額（性質別）の(1)教育費でございます。今回、補正額は行政運営費が五億二百五十九万七千円の増額、投資的経費が三十六億五千四百七十一万七千円の増額と、合わせて四十一億五千七百三十一万四千円の増額となり、補正後の教育費総額は二百七十五億三千四百九十七万六千円となっております。

次に、(2)職員費でございます。学校職員費（人件費）が二千四百十万六千円の減額となり、補正後の職員費総額は六十六億五千六百八十六万四千円となっております。教育費と職員費については、合わせて四十一億三千三百二十万八千円の増額となり、補正後の合計は三百四十一億九千八百八十四万円でございます。

続きまして、2、歳出事業概要でございます。(1)新型コロナウイルス感染症対策経費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う区立中学校の修学旅行延期等による費用、キャンセル料等の増額と、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会学校連携観戦の中止による減額となっております。区立中学校の修学旅行延期等による費用の増額は、地方創生臨時交付金を活用するでございます。

(2)その他事業費の補正を御覧ください。減額要素として、②、区立小・中学校の施設改修工事の事業費の確定による減額、③、スケジュール変更に伴う砧小学校改築経費の減、次ページの⑤、奥沢中学校施設整備基本計画策定経費の減が主な内容となっております。

増額要素としては、⑥、雨漏りが頻繁に発生している教育会館プラネタリウム屋上の防水改修工事費、⑦、ほっとスクール「城山」の教育総合センターへの移転に伴う解体工事費の増額となっております。

(3)公共工事等の前倒しを御覧ください。①、②、教育DX推進に向けた取り組みとして、現行の校務ネットワークと教育ネットワークの連携を可能にする

統合型校務支援システムの構築及びネットワークごとに独立したヘルプデスクの一本化等を行う「統合支援チーム」の導入のための増額補正を行います。また、③、④、小・中学校のエアコン改修工事や、次ページの⑧、緊急性の高い民家園の修繕工事、⑨、郷土資料館のエレベーター改修工事の前倒しによる増額となっております。

(4) 国・都への償還金を御覧ください。①、放課後児童健全育成事業特定分、一般分について返還金が生じたための償還金でございます。

(5) 特別会計への繰出金を御覧ください。区立小・中学校の分散登校に伴う発注済み食材費に係る公費負担分の増に伴う学校給食費会計への繰出金でございます。

(6) 基金への積立を御覧ください。①義務教育施設整備基金積立金につきましては、基金積立金の増、寄附金の積立て、運用利子の増で、合わせて四十億六百四十六万七千円を増額補正するものでございます。

次に、3、繰越明許費補正でございます。これは、これまでに御説明してきました公共工事等の前倒しや、その他繰越事業が年度内に終了しないために繰越すものでございます。

最後に、四ページ一番下にございます4、特別区債補正です。これは教育施設整備事業について、特別区債を十七億三千万円から二億五千万円へ減額補正を行うものでございます。

以上が、一般会計補正予算案（第八次）（教育委員会事務局所管分）の概要でございます。

続きまして、五ページを御覧ください。学校給食費会計補正予算案（第二次）でございます。

予算規模ですが、今回は一千六百八十八万八千円の補正を行い、補正後の予算額は三十一億一千七百十九万七千円となっております。

次に、歳入ですが、繰入金について、区立小・中学校の分散登校に伴う発注済み食材費に係る繰入金の増により、一千六百八十八万八千円の増額となっております。

歳出については、学校給食費について、歳入と同額を計上するものでございます。

以上が、学校給食費会計補正予算案（第二次）の概要でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第四号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和三年度一般会計補正予算案（第八次）（教育委員会事務局所管）及び令和三年度学校給食費会計補正予算案（第二次））について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第三 議案第五号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和四年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和四年度学校給食費会計予算案）

○渡部教育長 議案第五号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第五号について御説明申し上げます。

本案は、令和四年世田谷区議会第一回定例会に提出予定である令和四年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和四年度学校給食費会計予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

教育費関連の予算案の内容は、別添、令和四年度世田谷区予算のとおりとなりますが、その内容を概要として整理いたしました令和四年度当初予算（案）概要（教育委員会所管分）という資料を最後に添付しておりますので、この資料に基づき御説明いたします。

それでは、お手元の資料一ページ、予算編成の基本的考え方です。二つ目の丸、財政見通しと行政需要への対応を御覧ください。令和四年度における特別区税は、令和三年度当初予算においては、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減収を見込みましたが、地域経済や人口の動向等を踏まえ、令和四年度は前年度比九十四億円の増収を見込んでいます。また、特別区交付金においても、財源である固定資産税や市町村民税法人分の増を見込み、前年度比で百二十一億円の増額としました。しかしながら、区財政においては、感染状況や地域経済の動向、拡大するふるさと納税の影響など、依然として予断を許さない状況が続いております。

こうした状況下においても、感染拡大防止対策と区民生活支援、区内経済活性化の両立を図りながら、障害者自立支援給付などの社会保障関連経費の増加、子ども関連経費や道路、公園等の都市基盤整備への対応、本庁舎等整備や区立小・中学校をはじめとする公共施設の改築・改修、さらには大規模自然災害への備えなど、増加する行政需要に対し、将来を見据えながら確実に対応していく必要がございます。

次に、基本構想の実現に向けた施策の推進です。令和四年度当初予算編成においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策、区民生活支援や区内経済活

性化など、区民の生命と暮らしを守る課題への対応に加え、行政経営改革の取組みを一層推進するとともに、DX推進方針の下、急速に進化するICT技術や区民生活の変化を踏まえ、事業手法の転換や区民の利便性の向上に取り組みました。その上で、新たにスタートする世田谷区未来つながるプラン二〇二二―二〇二三（実施計画）に掲げる四つの政策の柱に基づき、コロナ後を見据え、誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現を目指す、地域社会から福祉を向上させる予算として編成しました。

資料二ページ、令和四年度当初予算規模についてです。令和四年度の一般会計の当初予算案ですが、本庁舎等整備経費や感染症対策経費の増などにより、前年度比百三十六億四千五百万円、四・三％増の三千三百三十六億三千四百万円となっております。また、特別会計を含めた区全体の予算規模は五千二百二十三億九千七百万円で、二百億二千万円の増となっております。

資料二ページから三ページ、歳入予算についてです。歳入予算については、三ページの表にもありますとおり、一般財源と特定財源を合わせた総額が三千三百三十六億三千四百万円で、一般会計の歳出予算総額と同額となっております。

資料四ページから七ページ、歳出予算について御説明いたします。当初予算における重点分野の一つに、資料五ページに教育の記載があります。令和四年度の主な取組みは記載のとおりで、後ほど詳しく御説明いたします。

資料六ページを御覧ください。一般会計の歳出について、性質別と款別に記載しております。②款別を御覧ください。太字にしておりますが、教育費全体の令和四年度予算額は二百五十四億三千百万円で、一般会計全体における構成比は七・六％となっております。

資料七ページ、行政経営改革の取組みについてです。自治の推進と独自性のある自治体経営の確立に向け、また、コロナ禍等によるさらなる行政需要の増

大等を踏まえた持続可能な行財政運営等を行うため、世田谷区未来つながるプラン二〇二二―二〇二三（実施計画）における行政経営改革十の視点に基づいて、行政コストの縮減と税外収入の確保など、行政経営改革の取組みを着実に進めていきます。

資料八から九ページを御覧ください。教育委員会所管分の教育費予算についてでございます。先ほど六ページで教育費全体について申し上げましたが、こちらの表は教育費全体から子ども・若者部が所管する教育費を除いた教育委員会が所管する教育費でございます。

令和四年度の教育委員会所管の教育費は、前年度より一億一千百六十八万三千円、〇・五％減の二百三十億四千九百八十二万四千円となりました。新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政状況の中でも、持続可能な開発目標SDGsやデジタルトランスフォーメーションの推進、新たな学びの展開などを踏まえ、教育総合センターを核にして、積極的にキャリア・未来デザイン教育に取り組んでまいります。

表のとおり、教育費を性質別に見ていただきますと、一般会計の教育費のうち、まずは人件費、これは教育委員の報酬に当たりますが、前年度と同額となっております。

次に、事務局や学校の維持運営経費等、教育委員会所管事業の多数を占める行政運営費についてです。令和四年度予算については、ICT基盤を活用した新たな教育の推進、教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進、不登校児童・生徒への支援、教育相談・特別支援教育の推進、図書館ネットワークの整備・拡充などに予算を配分しております。全体では、前年度から約十三億五千三百二万円の増、前年度比八・四％増となりました。

次に、投資的経費です。これは学校等教育委員会所管施設の改築・改修、用地取得経費が該当いたします。令和四年度予算については、改築工事、一部改

築工事、増築工事、基本構想策定等、耐震補強工事、内部・外部施設改修工事などを予定しております。全体では前年度より約十四億六千四百七十万円の減、前年度比二〇・七％減となりました。

資料九ページ、職員費、学校給食費会計についてです。学校職員費は、学校に勤務する区職員、区立幼稚園の教育職員及び区費指導主事の給与等が該当いたします。学校職員費においては、前年度より約八千五百九万円の減、前年度比四％減となっております。教育職員費においては、スクール・サポート・スタッフの全校配置や、医療的ケアが必要な幼児、児童・生徒などへの看護師配置、特別支援教育巡回グループの設置に係る予算などを配分しております。前年度より約一億五千二百二十万円の増、前年度比三・三％増となっております。

学校給食費会計については、記載のとおりとなっております。

それでは、引き続き、令和四年度における教育委員会の重点取り組み項目について御説明申し上げます。

資料一〇ページ、(1)健康・福祉の項目を御覧ください。こちらは教育委員会事務局が所管ではございませんが、他の関係部署と連携して進めている項目になりますので、御確認ください。

続きまして、(2)教育の項目を御覧ください。まずICT基盤を活用した新たな教育の推進です。タブレット端末を活用した学習の推進といったソフト面では、双方向型学習支援アプリの導入等、また、ハード面については、タブレット端末の配備や校内通信ネットワークなどの利用環境整備を行います。また、人材についても、ICT支援員の配置などを行います。ソフト、ハード、人材を一体とした取組みにより、ICTを活用した新たな学びの実現を推進いたします。

次に、教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進です。昨年十二月に、若林小学校跡地に教育総合センターを開設いたしました。学校で

は体験できない様々なSTEAM教育講座を子どもや親子を対象に実施いたします。また、乳幼児教育アドバイザーの派遣や教育課題に関する研究等の実施など、幼稚園、保育所等や小・中学校を支援し、質の高い教育、保育を推進します。

次に、不登校児童・生徒への支援です。不登校特例校分教室の開設や、不登校支援グループの設置を行います。また、ほっとスクール「城山」の定員二十五人を三十五人まで拡充します。

次に、教育相談・特別支援教育の推進です。医療的ケアが必要な幼児、児童・生徒などへの看護師の配置や、特別支援教育巡回グループによる学校支援を充実します。また、自閉症・情緒障害特別支援学級設置、開設を進めてまいります。

次に、一二ページの図書館ネットワークの整備・拡充では、烏山図書館、下馬図書館へ指定管理者制度を導入いたします。また、梅丘図書館の令和五年の改築開始に向けた準備を進めてまいります。

次に、学校の整備・改築等です。記載のとおり、改築工事、増築工事等を予定しております。また、学校施設の耐震補強工事も行っております。

その他、一二、一三ページにも教育委員会事務局所管分予算としての記載がございます。

また、一四ページ以降には、分かりやすく来年度の取組みを図示した資料を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上、令和四年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和四年度学校給食費会計予算案について御説明いたしました。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 予算そのものではないのですけれども、一一ページにある不登校特例校の分教室が四月に開設されると思います。なので、この分教室の概要について、今日でなくていいのですけれども、御報告をいただければというお願いでございます。例えば、生徒数とか教員数とか、カリキュラム、施設設備について、次回でも結構なので、この会議で御報告いただけますでしょうか。

○毛利教育指導課長 今現在、文科省のほうと調整をしておりますので、それが決定次第、報告させていただきます。

○渡部教育長 ほかほかございませんでしょうか。

それでは、議案第五号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和四年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和四年度学校給食費会計予算案）について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第四 議案第六号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

（日程第五 議案第七号 区議会提出議案に関する意見聴取（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例））

○渡部教育長 ここから先は要点をまとめて、簡潔に説明をお願いいたします。

それでは、議案第六号につきまして、栗井教育監より提案理由の説明をお願いいたします。

○粟井教育監 それでは、議案第六号及び議案第七号の二件について一括して御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○渡部教育長 分かりました。それでは、本件に追加して議案第七号を上程したいとお話ございましたが、よろしいでしょうか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、二件を一括して上程いたします。よろしくお願いたします。

○粟井教育監 これらは、国における法改正等を踏まえて区議会に提案を予定している条例改正議案について、区長から教育委員会に意見を求められたため提案させていただくものでございます。

本件の条例制定改正の主な理由といたしましては、男性職員による育児休業の取得や女性職員の活躍促進を目的とした育児・介護休業法の改正に伴いまして、関連条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例案に基づいて御説明を申し上げます。

まず、議案第六号でございます。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について定めるとともに、非常勤職員における育児休業の取得要件を緩和することについて定めるものとなっております。内容につきまして、新旧対照表などを御参照いただければと思います。

あわせて、議案第七号でございます。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございますが、幼稚園教育職員の不妊治療のための休暇を新設することについて定めるものとなっております。こちらも新旧対照表などを御参照いただければと思っております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○渡部教育長 それでは、議案第六号、第七号を併せて御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第六号、議案第七号を一括して採決でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、まず議案第六号、区議会提出議案に関する意見聴取（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）、議案第七号、区議会提出議案に関する意見聴取（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）について採決を行います。

本件二案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)世田谷区未来つながるプラン（案）について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 世田谷区未来つながるプラン（案）について御報告いたします。

本件は、令和四年度から五年度の二年間の実施計画となる未来つながるプラン（案）を取りまとめたので報告させていただきます。

右上一ページのがみ文を御覧ください。3、主な変更点についてです。十一月に検討状況を御報告させていただきましたが、それ以降の主な変更点をま

とめております。

右上二ページを御覧ください。4、パブリックコメント実施結果についてですが、百五十九人の方から二百十件の御意見をいただきました。一九七ページ以降の別紙3で御意見の概要と区の考え方をまとめております。

次に、計画概要版の右上一二ページ、四つの政策の柱に基づく取組み、政策の柱②、施策十一が図書館関連、政策の柱③子ども若者の学びと育ちの支援となっております。

次に、右上一九ページ、未来つながるプラン（案）の本編目次となっております。構成は、第一章計画の策定について、第二章策定の背景、第三章四つの政策の柱に基づく取組み、第四章DXの推進、第五章行政経営改革の取組みです。この中から教育関連の主な項目を紹介させていただきます。

八五ページ、施策十一、知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造です。

九一ページ、施策十四、ICT基盤を活用した新たな教育の推進です。

九三ページには、教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進がございます。

一四五ページには、行政経営改革の取組み項目として、視点6、民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減の中で、6の2魅力ある図書館運営・サービスの推進を記載しております。

最後に、今後のスケジュールですが、今後、三月末の策定を目指し、取り組んでいく予定でございます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2) 令和四年四月一日付組織改正（案）について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 それでは、令和四年四月一日付組織改正（案）について御説明いたします。

まず、1、基本的な考え方でございます。区政の重点的課題、緊急課題への対応や事業見直し等に伴う体制を整備するため、令和四年四月一日付で、別紙にありますとおり、組織改正を行うものです。組織改正の主な内容については、領域ごとに内容をまとめております。

七ページを御覧ください。教育所管の組織改正（案）となっております。左から所管部、現行組織、改正組織、改正内容となっております。不登校児童・生徒への支援や医療的ケア児への支援の推進に向けて、教育総合センター機能強化を図るため、教育総合センター担当参事を新設し、教育支援特命担当副参事を廃止するものでございます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3) 奥沢地区における区立児童館の整備について、本件に関して、青木教育環境課長より説明をお願いします。

○青木教育環境課長 それでは、奥沢地区における区立児童館の整備につきまして御報告させていただきます。

まず、1、主旨でございますが、区立児童館の整備につきましては、令和元年度に整備の考え方を取りまとめ、福祉保健常任委員会において報告がなされておりました。その後、この考え方に基つき関係部署とも協議、調整を進め、このたび奥沢地区における児童館の整備について取りまとめましたので、御報告するものでございます。

次に、2、整備の考え方についてでございますが、(1)といたしまして、児童館を見守り等の支援を行う中核と位置づけ、まちづくりセンターごとの地区に整備することを基本とします。

(2)としまして、現在、児童館が未整備である八地区につきましては、児童館の機能を担うために必要な面積の確保等の観点から、学校等との複合化を基本に計画的な整備を行ってまいります。

(3)といたしまして、現在、児童館が複数設置されている五地区につきましては、一地区一児童館を基本としつつ、当該地域の特性や児童館の役割等の視点を含め、多面的に検討してまいります。

次に、3、奥沢地区における児童館の整備についてでございます。奥沢地区における児童館につきましては、奥沢中学校の改築に合わせ学校敷地内に整備をしてまいります。奥沢中学校につきましては、これまで棟別・長寿命化改修をする方針としておりましたが、学校等の耐震再診断の結果を踏まえた対応を優先に取り組むことから事業を延期しておりました。児童館整備を踏まえまして、既存施設規模や学校敷地の有効活用等を勘案し、全面改築として進めてまいります。地域要望の高い児童館につきましては、早期に整備が進められるよう、今後全体の整備スケジュールを検討してまいります。

二ページ目を御覧願います。次に、4、他の未整備地区及び重複地区の対応についてでございます。奥沢地区以外の未整備地区における児童館の整備計画及び重複地区における今後の取組み方針につきましては、令和四年度を目途に

策定してまいります。

最後に、5、今後のスケジュールでございますが、本年九月には児童館も含めた奥沢中学校改築の整備方針を取りまとめまいります。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)第十二回世田谷ガリレオコンテスト（科学コンテスト）の実施結果について、本件に関して、隅田教育研究・研修課長より説明をお願いします。

○隅田教育研究・研修課長 第十二回ガリレオコンテストの実施について御報告いたします。

ガリレオコンテストは、区立中学生の科学への関心を高め、豊かな創造力と問題解決の力を育み、学ぶ意欲を醸成することを目的として実施しており、今回で十二回目の開催となります。

一月二十二日土曜日、教育総合センターにおいて実施いたしました。

当日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、会場での参観は発表生徒の関係者に限定し、一般の参観者は電子会議用アプリ、ズームによるオンライン配信による視聴といたしました。

3、今年度の実施状況を御覧ください。まず一人一台のタブレット端末の活用でございます。一人一台に配付されたタブレット端末を有効に活用して、生徒自らが情報を収集し、写真の撮影や実験結果の記録などを進めました。発表用の資料はパワーポイントを用いて作成し、情報共有や作品提出にはTeamsを活用するなど、生徒自身がICTを駆使して研究を行いました。発表に際

しては、生徒自身がそれぞれの端末を操作し、プレゼンテーションを行いました。

(2)の双方向性を重視した研究発表でございます。これまでは一つの会場で九名の生徒が続けて発表を行っていましたが、今年度は三つの会場に三名の生徒が分かれて研究発表を行う形式にいたしました。発表の後に質疑応答を行い、自分自身の考えを広げたり深めたりできるようにしました。

参観者数は記載のとおりでございます。

5、発表準備にも示しておりますように、今年度の応募総数は三千百六十点の作品応募があり、その中から九作品が発表を行っております。

コンテストの概要ですが、先ほどお伝えしましたとおり、教育総合センター二階の三つの研修室を使いまして、各会場で選ばれた三名の生徒がそれぞれ発表を行いました。生徒の発表の後、一階の大研修室に会場を移しまして、大学教授の講演を挟み、専門家による最終審査を経て、7の(1)に示しております受賞者のとおり、ガリレオ賞をはじめとする各賞を決定し、表彰を行い、そして、最後に選ばれた三名が再度発表を行うことにいたしました。

審査員、協力団体は記載のとおりでございます。

今後の対応としまして、ユーチューブによるオンデマンド配信を来月から開始いたします。

昨年度と同様に、コロナ禍の中ということもあり、マスクやオンライン授業を取り上げた研究もありました。また、昨年度の研究をさらに深めた内容の研究発表を行った生徒もおりました。

説明については以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5)新BOP学童クラブの放課後児童システム導入後の状況について、本件に関して、谷澤生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 それでは、私からは新BOP学童クラブの放課後児童システム導入後の状況について御報告いたします。

まず、1、主旨でございます。放課後児童システムを令和三年七月に十五校に先行導入いたしましたして、このたび先行実施の状況を踏まえまして、令和四年五月に全校導入するため、御報告させていただくものでございます。

2、放課後児童システムの概要と効果でございます。(1)システムの概要については、入退所記録、保護者メール通知、欠席連絡等の機能を備えております。

(2)対象者、(3)主な機能と導入効果は記載のとおりでございます。

それでは、二ページ目にお進みください。3、先行導入校十五校における導入効果についてでございます。

まず、(1)保護者の意見でございます。今回、本システムのアンケート機能を活用しまして御意見をいただきました。その結果、保護者の方からは、システム導入後、退所時間の変更連絡等の際、電話のできない環境でもスマホで連絡ができるようになった、また、子どもの入退所の時刻が確認でき、一人帰りさせていることで安心できる、そして、保護者間で退所時刻の共有ができる点も便利であり安心すると回答するなど、約九二%の保護者がシステム導入に肯定的でございました。

続いて、(2)新BOP学童クラブの状況でございます。これまで職員負担が大きかった連絡帳の児童の退所予定時間や保護者からの連絡事項の確認、保護者への児童の出欠及び帰宅時間の確認や電話連絡及び手処理で行っていた例月

の利用実績の報告作業にかかる時間が大幅に削減されました。また、これまでの職員が手作業で日々作成していた退所予定時刻ごとの児童一覧を、保護者が入力したデータを基に作成できるようになりました。このようなことから、職員が児童と関わる時間が創出されるとともに、事務ミスが削減され、これまで以上に子どもの状況に合わせた必要な育成支援が行えるようになっております。

4、所要経費については記載のとおりでございます。

5、教育委員会のシステムとの連携でございます。教育委員会では、令和四年度以降、教育DXの推進に取り組み、その中で学校のネットワークの段階的な統合を進め、コストと運用の合理化を図っていく予定としております。この検討の中で、放課後児童システムとの情報連携など、効果的、効率的な運用が図れるよう連携、協力して検討を進めてまいります。

そして、最後の6、今後のスケジュールでございます。二月に残り四十六校にシステム専用パソコン等の設置及びシステム操作研修を実施した上で、四月に全新BOP学童クラブ利用児童保護者へ案内文書を配付いたしました。五月に全校で運用を開始する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた放課後児童健全育成事業の運営方針及び保護者アンケートの検討状況について、本件に関して、谷澤課長より説明をお願いします。

○谷澤生涯学習・地域学校連携課長 それでは、私からは、新BOP事業の喫

緊の課題解決に向けた放課後児童健全育成事業の運営方針及び保護者アンケートの検討状況について御報告をさせていただきます。

まず、1、主旨でございます。新BOP事業の喫緊の課題解決に向けた取組みの一つである学校外での民間の放課後児童健全育成事業者の活用につきましては、進め方を一部見直しまして、サービスの質の確保、向上に向けて、（仮称）世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針の策定を進めることといたしました。現在検討を進めております。策定に当たりましては、令和三年十二月から実施しています世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会における検討のほか、子ども・子育て会議での御意見や、子ども、保護者へのアンケート結果を反映することとしております。今回は、これまでに実施した検討委員会における運営方針及び子ども・保護者アンケートの検討状況について報告するものでございます。

2、（仮称）世田谷区放課後健全育成事業の運営方針についてでございますが、区内で実施される放課後児童健全育成事業において、支援の質や事業の安定性、継続性の確保を図ることなどを定めた放課後児童健全育成事業の運営方針を現在検討しているところでございます。

(1)世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会についてでございますが、学識経験者二名のほか、学童クラブ父母会代表、青少年委員会代表に、区の現場職員などを加えたメンバーで検討を進めております。学識経験者は、中央福祉学院教授の西郷泰之先生と、新潟県立大学教授の植木信一先生にお願いしております。

(2)世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針検討委員会の検討内容についてでございますが、第一回検討会を十二月二十一日に開催いたしました。運営方針の策定に向けまして、考え方、作成のプロセス、支援の質確保のための手法等及び運営方針に子どもと保護者の意見を反映させるため実施するアンケ

ートの内容について意見交換を行いました。御意見といたしましては、保護者のためでもあるが、特に留意すべきは子どものためになるかどうかということ、やはり子どもアンケートは肝になるということで、現場の職員に意見を聞くなど質問の仕方を工夫したほうがよいなどの御意見をいただきました。

二ページでございますが、第二回の検討会は一月十八日に開催いたしました。世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針で大切にする基本的な理念について検討を行うとともに、アンケートの内容について意見交換を行いました。御意見といたしましては、子どもの権利や遊びの保障、意見表明についても書いていくべきとの御意見。また、アンケートにつきましては、児童アンケートは子どもたちが設問を読んでも理解できるよう易しい言葉遣いにするべきなどの御意見をいただきました。

四ページの別紙1を御覧ください。現在検討中の運営方針のイメージを添付しております。国の方針を基に項目を整理いたしました、検討結果を盛り込んで作成しております。

中ほど、理念のところにも九項目載せてございますが、策定に当たっては基本的な理念を定め、各項目に生かせるようにしてまいりたいと考えております。ほかにも後ほど御確認いただければと思います。

かがみ文二ページにお戻りください。3、子ども・保護者へのアンケートの実施についてでございます。(1)目的としましては、新BOP学童クラブにおける児童数の増加による大規模化や活動場所の不足による狭隘化などの課題解決に向け、民間事業者の活用も視野に入れた区の放課後児童健全育成事業の質の確保や、多様なニーズへの対応等の方策につなげていくため実施をいたします。

(2)アンケートの視点につきましては、記載の五つの視点でアンケートの項目を定めてまいります。

(3) 調査概要でございます。子どもについては新BOP学童クラブに登録している全児童を対象といたしましてアンケート調査を実施するとともに、新BOP以外の児童館等の施設においても、アンケートまたはヒアリングを実施したいと考えております。保護者のアンケートにつきましては、新BOP学童クラブに登録していない一年から三年生までの全保護者を対象に行いたいと考えております。

(4) アンケート調査票ですが、こちらは七ページに別紙2としておつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

かがみ文三ページ、今後のスケジュールは記載のとおりでございます。当委員会においても御報告を随時させていただきたいと思っております。

私からの報告は以上でございます

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7) 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、安藤課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について御説明いたします。

1、感染拡大抑止に向けた取り組みです。(1) 「通常授業とオンライン学習の選択制」について、一月二十六日以降、準備が整った日より、二月十三日まで実施いたします。

(2) 分散登園について、区立幼稚園において、一月二十六日以降、二月十三日まで実施いたします。

(3)まん延防止等重点措置を踏まえたその他の対応です。①区立小・中学校及び幼稚園、小・中学校教員が出勤できない場合は、教員体制に応じた時間割の再編を行うとともに、学年ごとに複数クラスに対して授業を同時配信するなど、学びの保障を維持できるようにいたします。

②宿泊行事です。実施判断等についてです。今後実施を予定している宿泊行事は、行事前の抗原定性検査を活用しつつ、参加状況等も考慮した上で、教育委員会と学校が連携して実施の判断をいたします。

右上二ページを御覧ください。一行目、川場移動教室、日光林間学園、修学旅行が記載のとおり、三月まで予定されております。

b 学校間交流事業の中止についてです。千歳台小と川場小が一月二十六日から二十八日に実施を予定しておりました学校間交流事業は、感染症拡大の状況を踏まえ、中止となりました。

③新BOP、④学校施設開放、⑤、図書館等の対応については記載のとおりです。

2、陽性判明時の対応方法の変更についてです。児童・生徒の感染者数の急増に伴い、教育委員会事務局による全ての疫学調査の実施が困難となったことから、抗原定性検査キットを活用するとともに、先週より二人目の陽性者が一人目の発生から四日以内に確認された場合に学級閉鎖を実施することとし、こうした学級閉鎖期間三日間を活用して学校内の感染拡大防止に努めております。

3、区立小・中学校での感染発生状況（直近三か月の推移）は記載のとおりです。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 宿泊行事の実施の可否については、教育委員会で何か基準みたいなものを考えているのでしょうか。

○毛利教育指導課長 実施一か月前に各学校が教育委員会と相談して判断するようにと指示をしておりますけれども、現在、こちらに書かれているように、行事前の抗原定性検査等を活用するというようなことが昨年度と違って可能になっておりますので、学校のほうはできるだけ参加という方向で今準備をしているところです。

○中村委員 特に、例えばまん延防止とかが延長になったり、緊急事態宣言とかが発令されていた状況でも、今のような対応でやるということでしょうか。

○毛利教育指導課長 そのように考えております。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、(8)その他の連絡事項等はありませんか。  
よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することに決定いたします。

追加日程は人事、個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしますが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、栗井教育監、知久教育総務部長、内田生涯学習部長、安藤教育総務課長、前島学校職員課長、田中学務課長、毛利教育指導課長、谷澤生涯学習・地域学校連携課長、書記の堤教育総務課調整係長の出席といたします。

田中学務課長につきましては、途中出席となります。

また、亀田委員におかれましては、恐れ入りますが、オンライン会議を終了させていただきます。

それでは、事務局職員及び速記者は、御退席をお願いします。

午前十時五十五分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十一時四分非公開の会議終了

○渡部教育長 それでは、次回の教育委員会は二月二十八日月曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和四年第三回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時五分閉会